

出入国在留管理政策懇談会（第１１回） 議事録

開催日時：令和８年９月１６日（水）

午後３時００分から午後５時０１分まで

於：法務省７階共用会議室６・７

〔出席委員〕

野口座長、明石座長代理、岡部委員、加藤委員、川村委員、清田委員、近藤委員、佐久間委員、四方委員、富高委員、増子委員、結城委員、脇坂委員

〔出入国在留管理庁側出席者〕

西山長官、内藤次長、是木審議官、福原審議官、松野出入国管理部長、礮部在留管理支援部長、白井総務課長、菱田政策課長、安東在留企画参事官、伊藤在留管理課長、稲垣出入国管理課長、東郷警備課長、武藤審判課長、鷹合在留支援課長、重友難民認定室長、永田外国人施策推進室長

１ 開 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、これより出入国在留管理政策懇談会第１１回会合を開催させていただきます。

本日は御多忙のところ本懇談会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、本日の議題を御紹介いたします。本日の議題は二つとなります。一つ目が、第二次出入国在留管理基本計画の策定について、二つ目が、永住許可に関するガイドライン改定・永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン策定についてとなります。

配布資料でございますが、資料１及び資料２の２点となります。お手元のタブレット端末から御覧いただけます。また、本日の会合資料とは別に、第二次出入国在留管理基本計画の製本冊子を委員のお手元にお配りしております。

閉会は１７時を予定してございます。

本日、四方委員におかれましてはオンラインで御出席いただいております。また、片岡委員、佐野委員、ロペズ委員におかれましては御欠席でございます。

続きまして、前回の会合後、委員の交代がありましたので、新たに就任された委員を御紹介いたします。

堀内委員の後任で、一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部統括主幹の脇坂大介委員でございます。よろしくお願いいたします。

○脇坂委員 よろしく願いいたします。

○事務局 事務局からは以上でございます。

それでは、これ以降の議事の進行を野口座長に行っていただきます。野口座長、どうぞよろしくお願いいたします。

2 報告事項①（第二次出入国在留管理基本計画の策定について）

○野口座長 承りました。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、前回令和7年11月28日の第10回会合からおよそ10か月ぶりの会合となります。先ほど事務局からも御説明がありましたとおり、本日は第二次出入国在留管理基本計画の策定について、また、永住許可に関するガイドライン改定・永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン策定についての2点に関し、出入国在留管理庁から報告を受けたいと思います。いずれもこの懇談会の報告書がまとめられ、提出された後の動きということになりますが、今回は事務局からその内容、状況について御報告をお伺いするものと承知しております。

最初に、まず、議事の取扱いについてです。今回の会合における資料及び会議の議事録につきましては、第1回会合での申合せに従い、原則どおり、本会合の終了後、公表することといたしたいと思います。

それでは、議事に移ります。まず、議題①、第二次出入国在留管理基本計画の策定について、菱田政策課長から御説明をお願いいたします。

○菱田政策課長 政策課長の菱田でございます。それでは、議題①、第二次出入国在留管理基本計画の策定について説明させていただきます。説明の中で、本懇談会の報告書については端的に報告書と呼称させていただきます。資料1として、第二次基本計画の概要をまとめた資料と、第二次基本計画の本文をお配りしております。ここからは概要資料に沿って内容を説明しつつ、必要に応じて本文も参照しながら説明させていただきます。なお、概要資料の中で特に重要と思われる部分について下線や太字で表記しております。

それでは、資料1の1枚目の概要資料を御覧ください。資料の上部、緑の枠で囲んだ部分については、これまでの基本計画の変遷となります。基本計画は、入管法に基づき法務大臣が定めるものです。基本計画はこれまでおおむね5年程度の間隔で策定し、2018年の入管法等改正により、基本計画の名称が出入国在留管理基本計画となり、2019年に第一次基本計画が策定されており、今回が第二次基本計画となります。

資料真ん中の青の枠で囲んだ部分では、第一次基本計画が策定されて以降、今回の第二次基本計画の策定までの主な取組を記載しています。主に育成就労制度の創設、送還停止効の例外規定や監理措置制度の創設などがありました。

そして、資料下半分は主要な課題と基本方針となりますが、こちらは基本計画の本文を参照しながら説明いたします。概要資料の後ろにお付けしている本文の19ページを御覧ください。「Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針」とございます19ページの下部分で、我が国の現状として、外国人入国者数及び在留外国人数が増加傾向にあること、急速な少子高齢化、人手不足の深刻化、国際的な人材獲得競争の激化といった状況の中で、我が国の経済社会の活性化に資する外国人材を引き続き確保する必要があること、在留外国人数等は今後も増加が見込まれ、我が国の総人口に占める外国人比率が増加するとの予測もあることなどを指摘しております。

そして、次の20ページの2行目以降で、それらの現状を踏まえた課題を述べております。具体的には、上から6行目の部分、先ほど説明したような状況で、出入国在留管

理行政を一層効率的かつ効果的に遂行するに当たり、報告書でお示しいただいたエビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案、電子渡航認証制度（J E S T A）の導入をはじめとする入管D Xの推進、行政課題に的確に対応するための人的・物的体制整備をこの基本計画でも課題として挙げております。

そして、これらの課題に対応するための基本方針として、デジタル技術等を活用した厳格かつ円滑な出入国審査を推進していくこと、本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理を実施すること、受け入れた外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと、安全・安心な社会の実現に向け、厳格かつ適正な退去強制手続を効果的に実施し、不法滞在者等に対する対策を強化していくこと、難民及び補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護を図り、適切な支援を実施すること、社会構造や経済活動の変化を踏まえつつ、出入国在留管理行政の観点から、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を行うこと、この6つを設定し、これらの基本方針の下で、本懇談会においても御意見をいただいた外国人の人権への十分な配慮を行いながら、必要な施策を展開していくこととしております。

それでは、第二次基本計画の具体的な内容について説明いたします。概要資料に戻りまして、2枚目でございます。第二次出入国在留管理基本計画における基本方針及び今後の方針を御覧ください。この資料は、先ほどの基本方針と本文第3章の今後の方針に盛り込まれている主な施策について記載しております。1から順に説明させていただきます。

まず、資料左側の1、厳格かつ円滑な出入国管理の実現です。報告書では、的確な情報分析やJ E S T Aの早期導入、新たなデジタル技術の積極的活用などの御指摘をいただきました。これらを受け、第二次基本計画においても、出入国管理に関わる各種情報の収集・分析強化、J E S T Aの2028年度中の着実な導入、新たなデジタル技術の積極的な活用を掲げております。

次に2、外国人の適正な在留管理の実現です。報告書では、在留資格「経営・管理」や在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る不適切な事案への対応のほか、永住許可の取消しに関する予見可能性・透明性の確保など、様々な御指摘をいただきましたが、大きく在留管理の一層の適正化、永住許可制度の適正化、高度専門職等の受入れの3つに関し、御指摘をいただきました。また、マイナンバーによる関係省庁や地方公共団体との情報連携の有用性についても御指摘をいただきました。これを踏まえまして、第二次基本計画では公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる納税情報の連携等も含めた在留管理のD X化の推進について盛り込んでおります。こちらは、報告書公表後の本年1月に取りまとめられた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策の内容も踏まえて記載させていただいたものとなります。また、外国人や所属機関等に係る実態把握・分析の強化を明記し、的確な実態把握によって得られたエビデンスに基づく在留管理の一層の適正化の実現を盛り込んでおります。

次に、永住許可制度の適正化につきましては、この後、担当課室より詳しく説明がありますが、「永住者」の在留資格取消しに関し、現在検討中のガイドラインにおいて取消処分に対する予見可能性・透明性をより高めていくなど、適切な運用を図ることとし、

その旨、第二次基本計画にも記載しております。このほか、在留資格「経営・管理」の適切な運用や高度専門職の見直し、育成就労制度の円滑な運用開始、また、本年6月から運用を開始した特定在留カード等について、全ての在留外国人が同カードを取得するためのシステム改修の検討等に、報告書で提言いただいた御指摘等を踏まえながら引き続きで取り組んでいくこととしております。

次に、資料右上の3、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備についてです。こちらでは、報告書で提言いただいた関係機関の役割分担を行った上での連携の強化を第二次基本計画においても現状の課題と捉え、在留外国人に向けた情報発信や相談対応等の支援のための一元的相談窓口の機能強化に加え、地方公共団体との連携枠組みの標準化や、F R E S Cを参考とした施設等の地方への展開を検討することとしております。また、報告書において在留外国人がスムーズに社会の構成員となるための方策についても御指摘をいただいたところ、地域社会に定着していくための日本の文化・慣習、日本語の学習に関し、学習プログラムの試行的な導入について記載するとともに、同プログラムを在留審査の考慮要素とすることなども含め、検討していくことを記載しております。

次に4、安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進についてです。報告書において、不法滞在者の一層の縮減に向け、自発的出国の促進や外国政府との連携も含め、退去強制手続を適切かつ効果的に実施する方策が求められています。第二次基本計画では、「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を踏まえ、計画的かつ確実な護送官付き国費送還の実施や、自発的出国の促進等に向けた体制整備を含め、退去強制手続等を着実かつ効果的に進めていくこととしています。このほか、政府が取りまとめた総合的対応策に盛り込まれた不適正ヤードに係る関係機関の連携強化、不法就労助長者の摘発強化、在留カード等読取アプリケーション等を活用した不法就労対策などについても記載しております。

次に、5、難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進についてです。報告書においては、審査の大幅な迅速化が急務であることや、それを実現するための職員の増員、研修の充実、執務環境の改善を強く求める御指摘をいただきました。また、審査手続の合理化に向けたデジタル技術等の活用や、手続の透明性を更に向上させる取組への対応といった点についても御指摘をいただきました。これらの御指摘を踏まえまして、第二次基本計画においても、難民等認定手続の迅速化に当たっては対応する職員の数、能力、そして適切な執務環境が不可欠と捉え、手続の透明性、職員の専門性の更なる向上に向けた取組のほか、特にJ E S T Aの導入をはじめとした入管D Xに係る各種取組と連動したデータの利活用を促進するなどし、更なる迅速な難民等の保護に努めることとしております。このほか、難民等の支援に関し、定住支援プログラムの適切な在り方の検討・見直しを図っていくこととしています。

最後に6、その他を御覧ください。ここでは、特に出入国在留管理行政の更なる充実に向けた取組を盛り込んでおります。本年10月から引上げが予定されている在留許可手数料のほか、J E S T Aの手数料についても応益的要素等を考慮して適切に設定していくこととしております。出入国在留管理庁の体制整備に関しては、各施策において個

別に触れている部分もございますが、当庁の業務全体を通じて人的・物的体制の整備や職員の処遇改善に取り組んでいくことが重要であると考え、これらを計画的に進めることとしております。また、本懇談会でも御議論いただいた外国人の受入れの基本的な在り方の検討に関しては、中長期的かつ多角的な観点や定量的なデータの把握、社会的コストや国内労働市場への影響等を踏まえることなど、検討を進めるに当たって留意すべき点などを記載しており、当庁としては引き続き内閣官房を中心とした政府全体での検討に当たって、求められる役割を十分に果たしてまいりたいと考えております。

まとめとなりますが、第二次基本計画は本懇談会の報告書における御指摘や御提言を可能な限り反映させていただいたところでございますが、政府が取りまとめた総合的対応策など、報告書公表後の事情も考慮し、それらに盛り込まれた施策等も新たに加えつつ、出入国在留管理庁が今後重点的に取り組む事項についての今後の指針を示したものとさせていただきます。

最後になりますが、御多忙の中、本懇談会で御議論いただき、第二次基本計画の土台となる報告書をまとめていただきました委員の皆様方に対し、改めて心より感謝申し上げます。

私からの説明は以上です。

○野口座長 菱田課長、ありがとうございます。本懇談会の報告書を可能な限り取り入れていただいたということで、大変感謝をしております。

ただいまの御説明、御報告に対しまして、この場で御質問、御発言をお受けしたいと思います。御質問、御発言のある委員は挙手又は名札を立ててお知らせいただければと思います。本日オンラインで御出席の四方委員におかれましては、挙手機能でお知らせをいただくか、又はマイクをオンにして、発言したいと御発声をいただけたらと思います。オンラインでの御出席者にも分かりやすいよう、発言者におかれましては御発言の初めにお名前を述べた上で御発言をいただけますよう、御協力をお願い申し上げます。それでは、御発言をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。四方委員からありますか。

○四方委員 御指名ありがとうございます。せっかく御指名いただきましたので、一言だけ申し上げたいと思いますが、野口座長もおっしゃいましたように、私どもの意見を十分に取り入れて、この第二次基本計画作っていただいたなと思っておりまして、感謝申し上げます。

それで、次の議題にもちょっと関係することではあるのですが、私は基本的には、犯罪をするようになってしまったような外国人については厳しい取扱いということの基本線でお話をしてまいりましたし、国民の今望んでおられることでもあるかとは思いますが、他方で、この委員会でも外国人の方々への人道的な配慮についての御発言もあったと思います。外国人の方々への人道的配慮というのは、それ自体も大事ですが、一般国民から見て余り厳しいなと、厳し過ぎるのではないかとありますと、出入国在留管理庁の職員の皆さんが悪者扱いされてしまっても、またこれはこれでよろしくないとは思っておりまして、やはり体制の整備の観点からも、今、公務員の職員採用がなかなか難しい折、職員の方々の士気にも関わってまいりますので、そのバランス

を、厳しい姿勢を基本にしつつも、個別ケースにおいて人道的配慮というのもまた考えていただけたらいいのではないかなと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。今の御発言に入管庁から、ありますか。

○菱田政策課長 御意見ありがとうございます。今回、基本計画という形で取りまとめさせていただいたところでございますけれども、その計画に沿って各施策を遂行するに当たりましては、政策懇談会で御議論いただいた点も参考にしながら適切に運営してまいりたいと考えております。

○野口座長 ありがとうございます。めり張りがやはり大切になってくるのかなと思いました。

それでは、近藤委員、よろしくお願いいたします。

○近藤委員 せっかくですので、今、四方委員がおっしゃった点で、今後の方針のところの議論の中でも一番私が気になっているのは、もしくは国民が気にしていると思われるものが、「経営・管理」の事業実態はあるんですが、新しい基準に満たないで、そうすると、新基準の適用をどうするかという問題を考慮されるようなコメントが新聞の記事に見られます。その点、できれば、少なくとも学校に子供が通って長いこと定期的に更新されている、そういう家族を送り返すということは人道上好ましくありません。そのためにどうするのかというと、特定活動でそういう経営ができるという新たなものを作るか、一旦在留資格がなくなっても、子供がいる、そういう家族は在留特別許可のガイドラインでは積極的に考慮されるので、そうすると定住者か何かの在留資格を取得して経営が続けられ、今までの生活が続けられる、どちらかではないかと思います。そういうことを御検討いただいて、できるだけ、そこに関する新聞記事等がたくさんあって、批判的な記事も多いのではないかと思いますので、その点を考慮していただければというのが1点です。

もう1点は、今年度、名古屋市の多文化共生推進プランを作っていて、来年度、愛知県とか小牧市のものを作る予定なんですが、日本語学習や生活学習の、そういうものを国がやるということは非常に好ましいことなんですが、その関係で、新しいプランに何を入れようかというときに、実態はまだ分からないので入れようがないんですが、ただ、そこの中でちょっと気にしている人たちの声を聞いております。特に、今までボランティアのような形で日本語教育をやってきた人たちが、国がそういうものを作ると、自分たちが今までもらっているような助成が減ってしまうのではないかと、例えば、浜松市ですとB1まで教えるプログラムをせっかく作ったのに、このプログラムがもう続けられなくなってしまうのではないかと、そういうのが聞こえてきます。両方重要なことであって、ボランティアの人が中心にあるようなものは、どちらかというと交流の場であったり、生活相談の場であったり、そういう重要な意義があって、それはそれで大事なことだと思いますので、そちらの助成を減らさないで、むしろまだそういうものが育っていない地域でも十分予算が行き届くように、恐らく途中から予算が足りなくなってしまうたりしているのが現状ではないかと思いますので、そちらも重要だということを考慮いただいて、どうやって国のものと自治体のものをうまくやっていくか、ヒ

アリングとかをされるみたいで、その結果で色々決まっていくのではないかと思います
が、そういう既存の今あるものがなくなってしまうようなことがないように気をつけて
いただければと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。何かリプライがあればお願いします。

○伊藤在留管理課長 在留管理課長の伊藤でございます。1点目の「経営・管理」につ
いて、少し御説明させていただきます。「経営・管理」につきましては、この政策懇談会
では昨年の8月に一度御議論いただいた結果を踏まえまして、10月に措置をさせてい
ただいたところでございます。政策懇談会の中においても、やはり今在留中の方につ
いては一定の配慮を行うべきという御意見を複数いただいたことも踏まえまして、我々
としても一定の配慮を行うという形で運用上の措置をさせていただきました。もしかする
と、それがなかなか我々の説明不足もあって、御不安を一般の方に与えている部分もあ
るかと思われましたので、この春以降も順次ホームページの方にQ&Aをあげさせてい
たがきまして、周知に努めているところでございます。

改めまして、今の配慮につきまして、大きく2点ございます。1点は、施行後3年以
内は新基準に満たないことだけをもっては不許可にしないということでございますので、
今から言いますと再来年の10月までですかね、そこまでの間は新基準に満たないとい
うことだけをもって不許可にすることはしておりませんので、もしかすると若干誤解が
あるかもしれませんが、今不許可になっている方というのは別の理由があって、法令違
反などがあって、ということだと御理解いただければと思います。

それからもう1点は、では施行後3年を超えた場合どうなるかといいますと、3年を
超えた後も個別に判断をするというふうにしております。なので、3年経ったからとい
って新基準に満たないからといって、またその時点でいきなり皆さん不許可になるとい
うわけでは全くございません。とはいえ基準を見直したわけですので、我々としては新
しい基準を目指していただきたい、それが在留資格の本来の趣旨に沿った形になるとい
うふうには考えておりますので、そこを目指していただきたいという気持ちはありますが、
とはいえ個別に、例えば経営状況が良好なのか、あるいはちゃんと納税義務を果た
していただいているのか、今後の見通しも含めて、そういったことを総合的に考慮して
判断していきたいと思っておりますので、御指摘がありました特定活動とかそういう形
で措置するようなことは考えておらず、むしろ審査の中で個別に適正に判断させてい
ただきたいというふうに思っておりますので、冒頭ございました人道上の配慮といったこ
とも十分考慮しながら対応してまいりたいと思っております。

○野口座長 ありがとうございます。近藤委員、よろしいですか。

○永田外国人施策推進室長 推進室の永田と申します。日本語学習プログラムについて、
学習プログラムの検討状況については、7月に法務大臣政務官がPTの報告書を取りま
とめ、その後、政府の有識者ワーキンググループで検討を続けているところです。その
中で、地方公共団体の意見などもヒアリングしながら進めていく予定です。

先生の御指摘で、ボランティアの方々の助成を減らすという懸念についてですが、む
しろ地方公共団体の取組を後押しする、財政的に支援していく方向で議論はされてお

ますけれども、財政的支援を含めて、地方公共団体への助成といったものを減らす方向での議論にはなっておりません。その意味では、地方公共団体とうまく連携して、ボランティアの皆様を含めて、そういった活動を後押ししていけるような仕組みにしていきたいと考えております。その上で、地方公共団体が現在実施している既存のプログラムについても、その取組との整合性や連携は重要であると考えておりまして、現在実施しているプログラム、地方公共団体の取組を廃止するといった方向ではなく、むしろ現在実施中の様々な取組と連携してうまく進めていければと考えております。プログラムについては、引き続き政府において議論を進めているところでございますので、先生方におかれても御意見いただければ大変有り難いです。よろしくお願いいたします。

○野口座長 よろしいですか。ありがとうございます。御説明の中にあつた、説明不足があつたかもしれないという点。施策が動き出すときには、どうなるんだろうという不安につながるということもあるのではないかと思います。正確な情報がきちんと伝われば、そういう懸念は薄れて、取り払っていくことができると思いますので、ぜひこれからも施策の正しい在り方について正しい情報提供をして、説明を尽くしていただくことが大切かなと思いました。ありがとうございます。

それでは、明石委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○明石座長代理 ありがとうございます。感想めいたものになってしまいますが、前回の基本計画と読み比べると、前回は経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくことを軸とし、受入れ拡大路線を示唆する内容が多く含まれており、他方、今回は引き締め性格が色濃く出ています。総じて入管政策、入管行政が転換期を迎えているという印象を私は持っています。

現場レベルでは、在留資格要件の引き締めが進む中で、また実際に運用レベルでは要件が既に厳格化している様子が見受けられ、企業や監理団体、あるいは自治体など公的セクターから委託を受けて実施している外国人の支援に関わっている方たちから不安が漏れ聞こえてきます。先ほど伊藤在留管理課長が、一般の方々の不安についておっしゃっていました。不安は企業の方にもありまして、それは、これまでの事業計画にのっとって進めて大丈夫なのか、つまり外国人材を確保できるのかということだと思います。今後の見通しを立てたいという気持ちが強くあるということです。ですので、入管行政の今後の課題でもあるエビデンスの収集・活用を通じた効果的な立案、また実態把握の強化という観点から考えたときに、昨今の、あるいはこの先の入管政策、入管行政がもたらす変化を引き続き観察、注視していただき、その際には、なるべく現場からリアルタイムの懸念を含めて吸い上げていただき、今後の対応につなげていただければと思います。

○野口座長 ありがとうございます。情報の取扱い、単にデジタル化、電子化するだけではなくて、正確に分析をして正確に伝えていくということは大変重要になってくると思います。ありがとうございます。

3 報告事項②（永住許可に関するガイドライン改定・永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン策定について）

○野口座長 それでは、議題①についてはここまで、戻っていただくということもありと

いうことにさせていただいて、続いて議題②に進みたいと思います。

議題②は、永住許可に関するガイドライン改定・永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン策定について、安東参事官から御説明をお願いいたします。

○安東在留企画参事官 在留企画を担当しています参事官の安東です。よろしくお願いいたします。まず、今回お示しする二つのガイドラインにつきまして、本政策懇談会に御報告することになりました経緯について御説明申し上げます。永住者の在留資格の取消しに関するガイドラインにつきまして、昨年9月、第7回の政策懇談会において、令和6年改正入管法に盛り込まれました永住者の在留資格取消制度の運用・在り方ということで、委員の皆様幅広く御議論いただきまして、貴重な御意見を賜りました。入管庁におきましては、そうした御議論や御意見も踏まえながら取消制度に係るガイドラインを策定し、パブリック・コメントを実施し、9月4日に終了しました。

一方、永住許可に関するガイドラインにつきましては、本年1月に政府が新たに取りまとめました、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策において、永住許可制度の趣旨を踏まえ、独立生計要件及び国益要件の見直しを行うこととされました。入管庁におきましてはこれを受けまして、永住許可制度の適正な運用の在り方について検討を進める中で、地方公共団体等における実態の調査等、実態の把握を行ったところ、永住許可を受けた外国人の中には日本人と同程度に生活保護を受けている方がいることに加え、税や社会保険制度の理解不足や日本語能力の不足等を背景として、納税や各種義務の履行に支障が生じている事例も確認することができました。

新たな総合的対応策では、そこに盛り込まれています基本的な考え方として、一部の外国人による我が国の法令や社会のルールから逸脱した行為や、制度の不適正な利用に対して、国民が抱く不安や不公平感に適切に対処していく必要があるという考え方が示されておりまして、このような政府の方針と永住者の実態を踏まえまして、永住者として我が国で安定的かつ継続的に生活していくために求められる要件をより明確化し、永住許可制度の更なる適正化を図る観点から、永住許可に関するガイドラインを全面的に見直すことといたしました。

この見直しにつきましては、昨年本政策懇談会で御議論いただいた在留資格取消制度とは異なる契機によるものでありますが、両ガイドラインはいずれも永住許可制度の適正な運用を図るという観点、共通の目的の下で検討を進めてまいりまして、今回、永住者の適正化に係るパブリック・コメントの実施ということで、合わせて二つのパブリック・コメントを実施し、6月4日にこれも終了したところです。本日は、そのパブリック・コメントの結果概要について、これまで御議論いただきました本政策懇談会の委員の皆様改めて御報告したいというものでございます。

パブリック・コメントにつきましては現在精査中でございますけれども、永住許可に関して5, 180件、永住者の在留資格の取消しに関しては2, 850件の意見が寄せられました。永住許可に対しては平均収入などについて厳し過ぎる、逆に緩過ぎるといった御意見等も寄せられました。また、取消しに対してはガイドライン上の予見可能性と公平性の確保を求めるということのほかにも、ガイドラインの内容とは直接は関係ありませんが、取消事由の拡大を求める意見というのでも散見されました。現在のところ、

それぞれのガイドラインにつきましてはパブリック・コメントを踏まえた上で、ガイドライン本文自体の修正は予定しておりません。

もっとも、各パブリック・コメントでいただいた御意見の中には、ガイドライン本文の修正には至らないものの、来年4月の施行に向けて具体的な運用方法を検討するに当たって大変参考になる御指摘も多数ございました。こうした御意見につきましては、今後の制度運用の検討に当たり十分に参考にさせていただきたいと考えております。これから永住許可に関するガイドラインの見直しの内容を中心に御説明しますが、委員の皆様におかれましても今後の両ガイドラインや永住許可制度の運用や検討に当たって参考となる御意見を賜ればと考えております。

次に、内容について御説明します。まず、永住許可に関するガイドラインについてです。今回の改定は、まず、在留資格「永住者」の位置付けを新たに明記しました。永住者につきましては法律上、法務大臣が永住を認める者と規定されているのみですが、ガイドラインにおいて今回、永住者の在留資格というのを改めて書かせていただきまして、在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、許可後はその後の生涯を本邦に生活の本拠を置いて過ごすことが想定されていることから、永住許可の許否の判断に当たっては特に慎重な審査を行う必要がありますとガイドラインに明記させていただきました。そして、永住許可の許否の判断は、個々の事案における諸般の事情を総合的に考慮するものであり、本ガイドライン、永住許可のガイドラインについては、あくまで審査に当たって考慮すべき要素について基本的な考え方を記載したものと明記させていただきました。

次に、各要件について御説明します。ここに書いています素行善良要件は従前どおりですが、独立生計要件と国益要件につきましては、このような永住者の位置付けを踏まえて大きく見直しました。独立生計要件につきましては、現行のガイドラインでは、参考でお付けしておりますけれども、日常生活において公共の負担にならず安定した生活が見込めることとしか記載されていませんでしたが、改めて新しいガイドラインでは、現在及び将来において自活可能であることをより適切に永住許可申請の審査に当たって確認する必要があるとの観点から、現在及び将来において日本人と同等水準以上の経済条件を求めることとしました。

具体的には、この収入のところに書いておりますけれども、世帯人数に応じた年収が日本人世帯の平均年収を上回る水準の額に継続して達しているかということを考慮要素としました。また、新たに年金についても設けまして、年金についても将来受給が見込まれる年金額が、先ほど申し上げた年収水準で30年間厚生年金に加入した場合の水準に達しているかどうかを考慮要素に追加しました。ここで30年というのは、日本人世帯の平均収入を上回る年収水準で30年間厚生年金に加入した場合であれば受給できる年金額があれば、将来にわたって公共の負担になることなく自活可能であると考えて設定した年数でございます。そして、受給が見込まれる年金額が一定年数、受け取る場合に足りない額については、括弧書きにありますけれども、補填可能な金融資産を有していることを考慮要素としています。本文に書いてありますが、その際、若者については長期にわたって金融資産が形成可能であることを考慮しまして、年金の受給開始年齢に

近い者に比べて、補填する資産額は低いものにするということも書かせていただいております。

このような年収、独立生計で年金等、年収に関してもこのような見直しを行ったのは、先ほど実態調査にもありましたけれども、本来永住許可を受けた者が許可後に生活保護を受けるというような事態は我々としても想定しない事態でありまして、このような事態は極めて例外的なものと考えているところ、現在実態を調べたところ、そのような状況にあるとはいえず、永住許可の審査に当たって、永住許可後に将来にわたって自活可能であり公共の負担とならないことをより確実に担保するための審査をする必要があると考えたもので、このようなガイドラインにしたものでございます。

次に、国益要件につきましては、単に国益に反しないというだけでなく、積極的かつ具体的に日本国の利益に資することが求められることを明記しました。特に、現在の国益要件には書いていない、公共の負担とならないことということもガイドライン上明記させていただきました。その上で、公共の負担にならないことについては、独立生計の適用がない場合であっても、現に公共の負担となっている場合であるとか、そのおそれが現実的にある場合には消極的評価の対象となり得るということを明確化しました。ただし、独立生計要件が適用除外になっていることも配慮しまして、家族単位での在留の安定や人道上の配慮も踏まえ、総合的に判断するということが書かせていただいております。

さらに、国益要件の中には新たな考慮要素として、一定水準以上の日本語能力や、我が国の制度、ルール等への理解、学齢期の子供が適切に就学していることを追加させていただきました。制度、ルールの理解につきましては、総合的対応策においては日本語、生活ルールの受講を条件とするということを書いていたのですが、先ほど外国人施策推進室長からも説明があったとおり、日本語、生活ルールについては現在政府で検討中ですので、ガイドラインに書かせていただいたのは、入管庁長官が指定する方法ということを書かせていただいております。

また、原則10年在留に関する特例につきましては、現在国益要件として引き続き10年以上の期間本邦に在留していることを求めることの特例につきまして、日本人や永住者の配偶者や子に関する特例について、婚姻など家族としての実態や継続性のある程度把握する、確認できるような期間が、現在では短すぎるということとして、各々5年と3年に延ばしております。

最後に、このガイドラインの適用時期については、ガイドライン全体の運用開始は令和9年4月1日を予定しておりますが、独立生計要件や国益要件に関する収入に関する部分につきましては、ガイドラインを改定した10月1日以降に予定していますけれども、以降に処分する案件から適用を開始することとし、対象案件につきましては改定日から6か月前、10月1日とすると4月1日以降に申請されたもので、かつ改定日時点で審査中の案件に対して適用することとしています。このような運用としましたのは、総合的対応策において独立生計要件と国益要件を見直すこととされていることから、両要件の中で収入と国益要件で公共の負担とならないということにつきましては非常に重要な考慮要素として、ガイドラインを改定された後においても従前の運用のままで許可

を出し続けるということは、永住許可の適正化を図るという目的に鑑みると、我々としては適当でないと考えまして、年収に関しましては速やかに運用を開始することが適切と考えたからでございます。また、これら収入の考慮要素に関する資料につきましては、従前から永住許可申請において年収に関しましては求めておりますので、申請人から追加資料を特に求めることなしに審査を行うことが可能であると考えた次第です。

ただし、本文中には書いていませんが、入管庁ホームページなどで公表している永住許可申請の標準処理期間が4か月から6か月ということを踏まえまして、現に申請中の案件の中でもガイドラインの改定日から6か月前の日以降に申請された案件だけにこの年収に関しては適用することとしました。逆に言うと、それ以前の案件については旧来のガイドラインのままの形で審査するというところでございます。

以上が永住許可に関するガイドラインでして、次に、永住者の在留資格の取消しに関するガイドラインについて簡単に御説明します。本ガイドラインについては、昨年9月の政策懇談会において委員の皆様から貴重な御意見を賜りました。本当にありがとうございました。ガイドラインでお示しした内容のほとんどは、その時に御説明した内容と変わりありませんが、ガイドラインの目的として、外国人等の予見可能性や処分の公平性、国又は自治体による適切な通報の確保のためということを、改めて本ガイドラインを策定した目的として記させていただいております。そのほか、政策懇談会において特に出た御意見として、想定される具体例というのをやはりちゃんと書いた方がいいという御指摘があったことを踏まえまして、関係省庁と調整した結果、通報相当ということに昨年の政策懇ではお示ししましたが、そうではなくて、各々取消事由の類型に該当すると想定される事例又は該当しないと想定される事例として、予見可能性が高い形で規定させていただきました。

概要には書いていますが、公租公課について、概要資料は各々2例ずつですけれども、ガイドライン本文には公租公課については該当事例を6つ、非該当事例を4つ挙げさせていただいております。また、取消しの通報につきましても、関係省庁と調整した上で、この規定は通報する者の守秘義務を解除するための根拠であることだったり、通報の規定の目的である在留資格の取消手続の端緒であるということ踏まえて、通報は義務ではなくて、各取消事由に該当すると思料する場合に必要な範囲内で情報を入管庁に提供するということを改めて明記させていただきました。これにつきましては令和9年4月1日からの施行を考えております。

以上、説明を終わります。制度運用に当たって御意見を賜ればと思います。

○野口座長 安東参事官、ありがとうございました。パブコメが先日終了したばかりということで、特に運用に当たって参考となるような御意見を先生方の御知見の中からはいただければということで、御報告をお伺いいたしました。ただいまの説明に対し、この場で御質問、御発言をお受けしたいと思います。御質問、御発言のある方は挙手又は名札を立ててお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。この会議でも、正しいエビデンスに基づいて政策立案していきましようというところの議論が基本だったと思いますので、その観点で質問

ですけれども、先ほどの説明の中で、生活保護のところで、永住外国人の方が対象になっている人も出てきているという話があったかと思います。8月4日の新聞記事で、入管庁の独自の調査ということで、永住外国人の方を抽出して調査をして1.96%だったという、日本全体で見れば1.62%だったということで、その0.3%の差をどう捉えるかというところですが、その調査をどういうふうにしたのかなというふうには素朴に気になっているところと、1.96%、どんな人が生活保護を受けているのか把握されているのかなというのを素朴に伺えればと思います。

○野口座長 ありがとうございます。御質問ということで、お答えをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○安東在留企画参事官 ありがとうございます。まず、実態調査につきましては、全ての自治体において在留資格と生活保護を受けている者というのが必ずしも紐づいている形ではないという状況でしたので、各自治体において、お答えをいただける場合に御回答いただいた形でございます。おおむね御回答いただいたところの在留者で言うと、全在留者の7%ぐらいだったということです。統計としてはそれほど低いものではないとは思っております。その上で、先ほど申し上げたとおり、委員御指摘のとおり数字で結果として出ていました。それを高いかどうかというのは評価はあると思いますが、少なくとも日本人の、正確に言うと全人口の生活保護を受けている割合がその数字だったと承知しております。とは言いつつ、先ほど御説明したように、永住許可を受けているにもかかわらず日本人と同程度の水準で生活保護を受けているというのは、我々としては永住審査の在り方として、やはり考え直す必要があったと考えております。

その上で、実際に生活保護を受けている経緯につきましては、これは数だけしか出ていませんので、実態が分からないところがありますけれども、これは別途、政府の総合的対応策においても、厚生労働省が生活保護を担当していますので、来年以降、まさしく先ほどの基本計画にもありましたけれども、マイナンバーの情報連携で生活保護と在留資格や国籍を連携するというようなことを厚生労働省で検討していますので、その暁には国籍とか在留資格別の生活保護の統計というのがつまびらかになって、その上で、厚生労働省で、生活保護は厚生労働省が所管しておりますが、その実態とか背景とかいうのは分析されるかどうかを検討すると承知しております。

○加藤委員 どうもありがとうございます。

○野口座長 よろしいですか。数字の測り方ってなかなか難しいと思うんですけれども、今のやり取りでそうだったのかと分かる部分が、公にも分かるように、この数字はこういうふうに出したみたいなことの情報も重要なのかなと思いました。ありがとうございます。

続いて、川村委員。

○川村委員 ありがとうございます。川村でございます。永住許可のガイドラインの改定の国益要件に関して、ちょっと私の理解が足りていないかもしれないので、お伺いしたいと思います。国益要件に関して、公共の負担とならないことということが非常に大きなポイントだという御説明をいただきまして、独立生計要件不要な類型、難民等でも、負担となるおそれが現実的であれば消極評価と、こういった一文が入っております。難

民の方々の場合、負担となるおそれが現実的というのは具体的にはどんなところをお考えなのか、お教えいただけると有り難いと思います。

○野口座長 御質問ということで、お答えをよろしくお願いいたします。

○安東在留企画参事官 ありがとうございます。この点については、具体的には書いていませんけれども、やはり生活保護を受けていることだったりとか、受けるおそれがあるということが一つ、判断の目安になるかと思います。ただ、一方で本文で書いていますけれども、この国益要件については、家族単位の在留の安定とか人道的な配慮の観点を重視して総合的に判断しますというのが書いていますので、ただそれのみをもって永住許可を不許可にするかということ、そこはそうではないとお考えいただければと思います。

○野口座長 よろしいですか。ありがとうございました。

岡部委員。

○岡部委員 ありがとうございます。岡部です。2点質問をさせてください。

1点目は、やはり私もこの要件についてお伺いしたいんですけれども、具体的にこの4つでしたっけ、3つプラスその他の要件ですか、というのを判断する人というか、どんな役職の方が実態、運用において判断されるのかということをお教えいただきたく思います。その際に、やはり人によって判断の基準が若干でも異なるということがあると後々問題になってくると思うので、今回考え方は今明らかになりましたけれども、それに基づくような、その実例を含むような、具体的な判断の基準みたいなものを想定されているのかどうかということが一つ目の質問です。

もう一つの質問は、剥奪に関する手続なんですけれども、この取消事由についての御説明はよく分かりましたし、これで私自身、異存ないんですけれども、万が一当人がこれに不服申立てみたいなのをした場合に、それが通るような手続みたいなものは想定されているのか、そういうことを単純にお伺いしたいと思います。お願いします。

○野口座長 よろしくをお願いします。

○安東在留企画参事官 御質問ありがとうございます。1問目も許可の方ですか、それとも取消しの方でしょうか。

○岡部委員 許可の方ですね。川村先生もおっしゃっていたような、要件とかを結局誰がどのように判断するのかということですね。

○安東在留企画参事官 今回、ガイドライン上かなり明確にしたつもりではあったんですけれども、例えば具体的にどの辺が不明確でございますか。

○岡部委員 アクターというんですかね、要するに入国審査官の方が判断されるんでしょうか。

○伊藤在留管理課長 在留管理課長でございます。今もそうなんですが、永住許可、ほかの在留審査も同様ですが、基本的には各担当の部門において、まず担当官が一義的には審査をして、それを決裁官が複数でチェックをして最終的に判断をするという形で、複層的に見るようになっております。もちろん案件によって、判断に迷う案件については当然、地方官署の幹部まで上げますし、場合によっては本庁まで相談をいただくこともありますので、まず、手続としてはそういう形で担保しております。やはり判断が恣意的にならないように、不統一にならないようにという御指摘は、そのとおりだと思って

おりますし、今回新たな要素が加わりますので、我々としても施行が本格的に始まる 4 月までの間に、各項目についてどういう考え方でちゃんと審査をできるかということは明確に地方官署に指示をしたいと思っておりますし、また、運用が始まった後も適宜フィードバックを得ながら運用の改善、審査の統一には取り組んでいきたいと思っております。

○**安東在留企画参事官** 次に、取消しの手続なんですけれども、現行も入管法の 22 条の 4 に在留資格の取消しの手続が設けられておりまして、そこによりまして法務大臣は在留資格の取消しをしようとするときには、その指定する入国審査官、意見聴取担当官といいますが、その者に当該外国人に意見を聴取させなければならないというふうになっておりまして、そのときにはあらかじめ意見聴取書等を出して、その書類等も提出させることにしております。なおかつ、法律上は書いていませんが、弁護士とか代理人の同席も認める運用になっていますので、そういう形でちゃんと本人の意見を聴いた上で在留資格の取消手続を行うということになっております。

○**岡部委員** ありがとうございます。

○**安東在留企画参事官** そこにおいて、更に処分の不服申立てというのは行政処分法上の不服申立ての話ですか。

○**岡部委員** どちらでもいいという変な言い方なんですけれども、要するに、そういうことまで想定されているのかというのを、今回の事案において。

○**安東在留企画参事官** もともと在留資格の取消手続において、このような形で意見聴取をして、その過程において不服があれば異議を申し立てていただくみたいな形にはなっております。

○**岡部委員** 事後的な救済のルートも整っている。

○**安東在留企画参事官** 最終的には、その処分、在留資格の取消しに異議があれば訴訟をしていただく形になっています。意見を聴取した上で、取消しかどうか判断するという形の在留資格取消手続の中では上級審という形は想定されていなくて、その処分に不服があれば訴訟を提起する形になります。

○**野口座長** ありがとうございます。行政法学的に言うと、ガイドラインというのは判断の幅がぶれないように、対行政的にはその基準を示すという意味があり、私人の側には予見可能性を、こういう基準でやっていくんだなというものを示すということなので、ガイドラインは多分、一度できて、更に成長していくものになると思いますので、川村委員の御質問だったり、岡部委員の御質問だったり、ガイドラインを見直して、見直すべきところは見直されていくのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

近藤委員、よろしくお願いいたします。

○**近藤委員** この会の冒頭のときにも申し上げているんですが、国籍と永住許可が諸外国では大体整合的に作られていると思うし、所管が同じところだとそれがやりやすいと思うんですが、質問としては、このガイドラインを改正する上で、国籍を担当している民事局と多少の話し合いをしているかどうかというのが質問です。

内容として、色々な点で国籍取得よりも今、厳しく改正してしまって、例えば、日本語のレベルについてもかなり厳しくなる。それと、永住許可が原則 10 年だったのは、

帰化の方を10年にするというので、そちらを合わせたんだけど、今度また国籍法には、その他のところであるように、日本人の配偶者だと3年と1年と法律に書いてあるのを、今度永住許可のガイドラインでまた長くして厳しくするので、かなり色々な点でいびつになります。外国人から見ると、手数料も安いし、色々な点で今は帰化した方がいいという、そちらの申請に振れる人がどんどん出てきているというのも聞いているんですが、そういうかなりいびつな状況にまたなってしまうています。さらに、これは民事局の問題だし、国会の問題なんだけれども、法律に書いてある年数を曲げて、何か裁量で変えるというのもすごくいびつで、憲法上、日本国民たる要件は、法律でこれを定めるという条文からしても、非常に矛盾があります。そういう意味では、永住許可は今後は国籍との関係をちょっと考慮に入れて、どう制度設計するかというのをそろそろ考えていかないといけないのではないかと思います。その点で、質問としては、民事局との関係をどう考えているのか、ひょっとしたら民事局が後追いでまた国籍を厳しくしてくるかもしれないですけども、ちょっとそのあたりをお答えいただければと思います。

○野口座長 よろしくお願ひいたします。

○安東在留企画参事官 御質問ありがとうございます。もちろんこの内容については、かなり大幅に見直しましたので、民事局とは情報交換して意見交換しながらこのガイドラインを定めてまいりました。具体的にどのようなことになると、そこは民事局の話でもありますけれども、ちゃんと情報連携をしてこのガイドラインを定めた次第でございます。

○野口座長 近藤委員。

○近藤委員 ということは、お答えできそうでしたら、国籍の方も合わせて厳しくしていく可能性があるという感じですか。

○安東在留企画参事官 そこはちょっと、すみません、民事局がどうされるのかというのは。

○近藤委員 国籍より厳しくなっては困るという共通理解はあるんでしょうか、それもないですか。

○福原審議官 審議官の福原でございます。国籍の取得、帰化より厳しくなつてはいけないのではないかと、そういう観点から整理はさせていただいていない、あくまで永住許可の在り方として今回、整理をさせていただきました。ただ、現時点のことで申し上げますと、これは私の理解ということでございますが、民事局では帰化に当たりましてインタビューをされて、そこでしっかり色々な社会性も含めて御判断をされていると理解しております。そういったプロセスは今の入管の永住のところでは基本的にはないプロセスでございまして、それぞれの考え方でやっているということと、必ずしも民事局の帰化の方が簡単だということにはならないのではないかとこのように考えております。

○野口座長 近藤委員。

○近藤委員 色々な点では簡単になっているのが見て分かるような気はしますが、まあ、分かりました。

○野口座長 ありがとうございます。それぞれ制度としては違うもの、所管も違うもので

はあるけれども、利用する側からすると、確かに先生がおっしゃるように、場合によっては選択でどちらかなと考える方もおられるかもしれないという並ぶ制度になると思いますので、それぞれの担当がやはりきちんと共有すべき情報を共有して、制度のバランスが崩れないように作っていく必要があるのかなと思いました。

○近藤委員 もう1点、これも平均というよりは中央値みたいなもので十分であって、平均というとは相当高いレベルを要求してしまっているのではないかというのでも聞きますので、いずれ見直すときか何か、ちょっとそういう観点も御検討いただければと思います。

○野口座長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

四方先生、よろしくお願いいたします。

○四方委員 事前にお伺いしておけばよかったぐらい初歩的な質問なんですけれども、2点ございまして、いわゆる永住者というのは、私の認識だと南米の日系人の方が多いと思っているんですが、この方々は当然に永住の権利を得たというよりは、やはりこの許可を経ているので、この取消しの対象になるという理解でよいのかということと、それから2点目は、永住許可の取消しになると必然的に即退去強制の対象になるのかということについてのお尋ねでございます。

○野口座長 御回答をよろしくお願いいたします。

○安東在留企画参事官 ありがとうございます。取消しの対象自体は、取消しの対象にはなりません。前にもちょっと御説明したとおり、難民と補完的保護の部分については今の永住の取消しの制度の対象外ですけれども、日系人等については対象になっております。

その上で、この在留資格の取消しのガイドラインにも、前にもちょっと御説明したところですが、実際に在留資格を取り消すかどうかという場合には、このポンチ絵の解釈・考え方の方の下の方の真ん中にありますけれども、職権変更というのがございます。在留資格の職権変更というのが新たに設けられた規定でございまして、それについて設けられた趣旨というのが、永住者というのが定着性があるということに配慮しまして、原則、定住者への在留資格に職権で変更するということになっております。その後の更新等で在留状況を確認となっていますので、日系人の方で、永住になられている方というのは長く日本におられる方が多いと思われまますので、この規定の適用になる方が多いのかなとは思いますが。それは具体的な個々の事案に応じて、定着性がどれくらいあるのかということで御判断になるかと思えます。

以上で大丈夫でしょうか。

○野口座長 四方先生の御質問に全て答えられていたでしょうか。

○四方委員 大丈夫です。個別のケースに配慮できるような仕組みもあるということでございますね。ありがとうございました。

○野口座長 御確認いただいてありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題②については以上ということにさせていただきます。

本日の議事は以上となります。ここまで、本日、懇談会の報告書を踏まえた出入国在留管理基本計画が策定されたこと、併せて永住許可に関するガイドラインの改定・永住者の在留資格の取消しに関するガイドラインの策定についての御報告をお伺いいたしました。

本懇談会は、令和6年12月から会合を重ね、報告書の取りまとめを行った前回、令和7年11月の第10回会合が一つの重要な締めくくりの回となっておりますが、本日、第二次出入国在留管理基本計画の策定についての御報告をいただいて、本懇談会のもう一つの締めくくりとすることができたのではないかと思います。このため、今次の出入国在留管理政策懇談会は本日の会合をもって最終回とさせていただきたく存じます。

委員の皆様におかれましては、これまで1年9か月の間、多大なる御尽力をいただきましたことを座長として改めて感謝申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

それでは、最後に出入国在留管理政策懇談会の会合を終えるに当たりまして、よろしければ本日御出席の委員の皆様から、これまでを振り返った感想や今後の出入国在留管理行政に期待することなど、自由にコメントを頂戴できればうれしく存じます。ただ、時間の関係から、お1人3分程度ということで御協力をいただければ幸いに存じます。

順序なのですが、機械的ではございますが五十音順で、名簿の順ということになりますが、岡部委員から脇坂委員までお願いをして、最後に明石座長代理にお願いをしたいと思います。

それでは、岡部委員から、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡部委員 ありがとうございます。岡部です。最初にお時間頂戴して、延びたら途中で切ってください。第7次の委員会の頃から、懇談会の頃からお世話になっておりまして、皆さんに大変お世話になりました。それから、今回は座長、座長代理にもいろいろとお計らいいただいて、本当に有り難く思っております。まずは基本計画の策定がもう終了のフェーズであるということ、おめでとうございます。

短いので、ざっくばらんに申し上げますが、これから先何が必要になってくるかというと、私は多分アセスメントのフェーズだと思います。明石委員も先ほどおっしゃったように、とりあえず経済成長に合わせて受入れを拡大していくという段階の規制と、それから、今回は治安維持ですとか、それ以外の規制を強める方のフェーズと、両方ともとりあえずはカバーされたんだと思いますので、結局それが日本国の発展にどう寄与しているかという段階をこれから見ていくところなんだと思います。

私は大変幸運に、最近ではほかの省庁の、あるいは内閣府のお仕事とかも引き受けることができるようになっておりまして、そこで感じますが、ほかの省庁や、それから内閣府全体でも、外国人材を受け入れたり、労働力として活用するということが大変興味を持っている、あるいは関心の高さもうかがえるということはよく分かるんですが、よくよく中身を紐解いてみると、結局は人数の確保であるとか、そういった観点からの関心が主であるように思えておりまして、これは非常にもったいないことだというふうに考えています。人手不足を充足させるための外国人受入れが必要だという考え方は分かるんですけども、でも、実際に、例えば高度技能の人を欲しいと言っても、それほ

ど思ったほど高度技能者は集まっていないと。それ以外の人々は、大変申し訳ないんですが、余り必要とされていない人が多く増えてしまってどうしようかという問題については、余り検討もされていないと。

それから、まことしやかにSNS等ではびこっているようなうわさですね、治安の悪化を懸念するという民間の声だと思うんですけども、例えば外国人が事件を起こしても不起訴数が多いのはなぜかとか、そういった問題についての透明性のある情報が公開がなされていないということを考えてみると、まだまだ外国人を受け入れるということについての一般国民の不安の度合いは高いのと同時に、経済成長が国民全体の賃金の上昇につながっていないと、格差の拡大にむしろつながっているのではないかという観点と外国人問題とが結び付けて語られがちだという傾向は、まだ続いていると思います。

入管庁として、それにどこまで対応できるかというのは限りがあると思うんですけども、これからの私からの要望としては、できるだけほかの省庁ですとか、あるいは内閣府、政府全体と話をする際に、外国人問題の大切さというのが日本国家の建設そのものに関わる根幹の話題だという観点から新たに議論を展開していただけるような啓発を、ぜひお願いできればというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○野口座長 ありがとうございます。

続きまして、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 今回初めてこういう場で貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございました。私から簡潔に2点だけお伝えします。

1点目は、いろいろこのテーマは、立場が異なったり考えが異なったりしてというのはありますけれども、会議全体として、正しいデータを取って実態把握をして、それに基づいて議論をしていきたいと思いますというのは共通していたのかなと思いますので、今のアセスメント、岡部先生の話もありましたけれども、労働とか教育とか社会保障とか、いろいろな領域で日本人と外国人が比較ができる環境を整えていったりとか、それに基づいて議論していくというところの部分について、入管庁にぜひ、ほかの省庁が所管する統計とかに依頼をかけていくというのが具体的に発生するんだと思うんですけども、ぜひ御尽力いただければうれしいなと思います。

2点目が、この会議で一番印象に残っているのが、2回目に現地訪問させていただいた東京入管の、大変な就労環境の中で御尽力いただいているんだなというところがすごく印象深くありまして、この計画の中にも最後、その他というところで体制の強化を入れていただいていますけれども、ぜひ就労環境であったりとか様々なところで改善していった、優秀な人材の方々が集まってくるような組織にしていいただければなというふうに心から思っています。

以上になります。

○野口座長 ありがとうございました。

川村委員、お願いします。

○川村委員 ありがとうございます。この懇談会の委嘱を受けまして1年9か月ということで、この議論に参加させていただきまして、委員の皆様、入管庁の皆様に大変お世話

になりました。ありがとうございました。この場をお借りしまして御礼を申し上げたいと思います。

本日は、この基本計画について御説明をいただきました。令和5年、6年、それから今年と入管法の改正が続いていまして、大きく制度が動いてきましたが、この基本計画をベースにこれから実際にこれらの大きな変革を動かしていくフェーズに入ります。岡部先生はアセスメントが大切だとおっしゃいましたが、本当にこの入管行政が適正に行われていくかどうか、国民、それから外国籍を有する方、いずれの人々もよりよい暮らしが実現できていくような日本をどうやって作っていくのかという試金石の一つにこの基本計画になる、これはそういう重要な文書だというふうに受け止めておるところでございます。

いろいろと我々の意見も反映をしていただいたことを有り難く思っておりまして、これを見返しまして、加藤委員も言われましたが、個別のたくさんのポイントがあるんですけれども、共通の取組としまして、的確な実態の把握、それから情報とその適切な分析、これは全てに関わる大切な取組であると思います。それから手続の透明性、アカウンタビリティの確保といった点も共通の取組で重要だと思います。それらの中で、やはり人権を尊重していただく、いずれの取組においても人権尊重を、十分考慮をいただきながら政策決定、運用をしていただけるようにということを改めまして付言をさせていただきたいと思います。そのためにも、いずれの部署におかれましても、こうした取組を強化できる体制の構築、それから人材育成を分野横断的に積極的に行っていただくということが、本当によりよい政策の実現につながると思いますので、この場をお借りしまして改めてお願いをしたいと思っております。

個別の施策につきましても、もう本当にいろいろあるので、あれですけれども、出てきていた中の意見で、制度と実態の乖離をどう解消していくのかというのも共通テーマとしてあったかなというふうな印象を持っています。在留資格の適正化というのも今後強化をしていく必要がある点であろうというふうにも思いますし、難民認定、収容・送還、それから、新たに始まってきて、また検討していただく必要があるかなと思う監理措置等々も運用しながら、よりよい制度にしていいただきたいというふうなことを感じております。

それから、最後もう1点、個別の施策としての取組強化のお願いとしては、報告書の中にも文言を入れていただきましたが、国際協力の強化ということでございます。これも本当に諸外国との連携強化なくして入管行政というのは成り立たないフェーズが多々あるかなと思いますので、その点も改めてこの場をお借りしてお願いをしたいと思っております。

この議論に参加させていただきましたことが、本当にこれからの日本の入管行政の発展に少しでもお役に立てればというふうなことを思いました。本当にありがとうございました。

○野口座長　ありがとうございました。

清田委員、お願いいたします。

○清田委員　日本商工会議所の清田でございます。私、途中からの参加という形になりま

したが、大変勉強させていただく機会となりました。ありがとうございます。

私から、ちょうどいい機会でしたので、中小企業の外国人受入れに対する受け止めみたいな形で、昨日、日本商工会議所で全国の中小企業を対象に行った調査を実はちょっと公表いたしましたので、その一部を簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。

我々の取った調査の中では、外国人材を受け入れている企業というのは4社に1社、約25%程度でございました。その中で、特に宿泊、飲食は4割を超えていたり、製造業とか介護・看護業というところも3割後半から4割というところで、非常に高い受入れの実態でございました。そうした企業で現在、外食産業で特定技能1号の受入れが停止しているかと思いますが、こうしたことを例に挙げて、こうした新しい受入れが困難な状況となった場合の影響についても、受入れ企業の7割近くが事業運営に支障を生じるということを回答しております。その業種で見ても、介護・看護業では9割を超えていて、運輸製造業で7割を超えていて、影響が大きいというところが出てございました。さらに、外国人材の受入れに係る国の方針につきましても、5割超、6割近くが、全面的もしくは人手不足の業種、地域に限ったとしても受入れは拡大を希望しているというふうに回答している現状がございます。加えて、特定技能2号のように、日本への適合性が高く技能・知識を有する外国人に対する在留期限のない、また家族帯同が可能な受入れにつきましても、半数以上が増やしていくべきだというふうに回答しているところでございます。

一方で、それに対して国や自治体に求める支援策といたしましては、不適切な在留に対する取締りの徹底、罰則の強化というところが6割を超えて一番多い回答、続いて、日本語の支援ですとか生活の支援というものが続くというような結果でございました。こうしたところを見ますと、中小企業においてはやはり外国人の受入れニーズは総じて高いと、エッセンシャル産業を中心に事業維持に不可欠な存在とはなっております。地域ですとか企業の持続性、それから社会活動の維持のために外国人の受入れは必要なんだが、秩序ある受入れの推進が必要だという認識を持っている企業が多いのではないかなというふうに受け止めてございます。

こうした状況を踏まえまして、今後の出入国在留管理及び支援の政策について、意見を最後に申し上げたいと思います。在留管理につきまして、国が進めている秩序ある受入れを進めていくというのは、今御紹介させていただいた中小企業の受け止めも踏まえますと、やはり不適切な在留については厳格に対応していくということは異論なく進めていくべきだとは思いますが、他方で、制度・規制を見直していくということに関しては、ぜひ現場の実態を丁寧に見た検討をお願いしたいというふうに思います。外国人本人及び受入れ機関にとっては少なからず影響が出ることでございまして、それがどのような場面で影響が出るのか、現状のデータなどを丁寧に見ながら、また、現場の関係者などのヒアリングも通じて、ぜひオープンな場で議論を経て決定をいただきたいなというふうに思っております。

この点、これまでの委員の皆様からもエビデンスを重視した議論の重要性というところを御指摘いただいたかと思っております。検討のプロセスというのをぜひ重視をいただきながら、拙速に制度を改正、設定するのではなくて、ぜひ慎重な議論を進めながら決めて

いくという方向性で検討いただければと思います。加えまして、制度見直し後の影響につきましても丁寧にフォローアップをしていくというところ、こうしたPDCAというところをぜひお願いをしたいと思います。

加えて、支援につきましても共生社会の実現という視点において極めて重要でありまして、今回のこの懇談会でも多く御紹介をいただいたかと思いますが、入国管理庁の皆様におかれましては多くの支援をいただいているということを改めてお示しいただいたかと思えます。この点について感謝を申し上げたいと思えますし、ぜひ十分活用されるような周知の強化というところを、こちらは商工会議所も積極的に行っていくべき視点だと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

最後に、こうした支援に向けては、繰り返し申し上げているんですけれども、国、自治体、支援機関、企業、それぞれの役割分担をどうしていくべきかという視点で整理をしていくことが重要かと思っております。各地域の意見なども十分に酌み取りながら、財源の負担も含めまして、ぜひ連携強化をした上で支援の充実に取り組んでいただければと期待をしているところでございます。

私からは以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございます。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 いろいろな方からエビデンスベースという話がありましたが、途中で紹介したこともあるんですが、それを一番示すのにいいのは統合白書みたいなものを毎年作ることで、日本だったら多分「共生白書」という名前になるかもしれませんが、いろいろな共生がどう進んでいるか、ここが問題があるんだとか、いろいろな統計を使いながら、それを毎年示していくと、大分間違った偏見とか誤解とかが生まれなくなるのではないかと思います。そういう不安とか偏見のない、そういう日本を作っていくということにもう少し力を入れるということも必要かと思えます。

実は来年度から、今、愛知県と一緒に研究をしまして、EU諸国が持っている「多様性検証」を各企業とかいろいろな団体に広めていこうと思っておりますが、できれば国としてもそういうことに取り組んでいただきたい。ドイツなどは入管庁に当たるようなところがそれを推進したりしておりまして、「多様性憲章」は外国人だけではなくて様々なマイノリティーの人が社会を構成しているし、人材確保が難しい、そういう時代の中で、多様性のある職場で公正な差別のない職場環境を作っていきたいという内容のものです。が、「多様性憲章」の普及を外国人との秩序ある共生の政策の中に入れていくといいのではないかと思います。

その意味では、既に在留支援という役職というか担当者を作っていて、その人たちが共生施策を主に担当すると思うんですが、そこがまだ少ないというか、ちょっと弱いというか、そういう状況であって、申し上げたように、本当は在留支援の人を最初からそういう枠で採用して、そういう専門家をたくさん作っていくと、日本の共生施策ということがより進んでいくのではないかと思います。そういう意欲を持った若い職員の方に出会ったこともあるんですが、3年ぐらいでどこかに移ってしまうので、ちょっと残念ですという感じの方もかなりいらっしゃるみたいなので、そういう専門職みたいな方を養

成することが大事なのではないかと思っています。

いずれにせよ、いろいろな点でやることはたくさんあると思うんですが、恐らく不安とか偏見とかいろいろな問題というのは、どちらかというとエビデンスがない部分ですので、最初に申し上げたような共生白書みたいなことをいつからか本格的に作るという、また、それを担当する部署みたいなものを作って、在留支援の専門家みたいな、そういう方を養成する、そういうことが必要な時代になってきているのではないかと思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。

佐久間委員、お願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。私は、この懇談会で議論を重ねる中で、我が国の出入国在留管理は単に外国人を受け入れるための制度ではなく、我が国の主権、国民の安全・安心、そして日本社会の持続可能性を守るための制度であることを改めて強く感じました。その意味で、この間の議論を通じて一定の前進があったことを評価したいと思います。特に、在留資格について、「技術・人文知識・国際業務」と「特定技能」など、専門的・技術的な仕事と、それ以外の就労を制度上きちんと区別し、それぞれの在留資格の趣旨に沿った運用を求めてきたことは重要であったと思います。また、「経営・管理」の厳格化や「特定活動」の整理など、これまで例外的な取扱いが積み重なることによって分かりにくくなってきた制度を、本来の趣旨に沿って整理しようとする動きが出てきたことは重要だと考えています。

さらに、外国人が大幅に増加している中で、出入国在留管理庁の人員、体制が強化されてきたことも大きな成果だと思います。これだけ多くの外国人を受け入れているのであれば、それを適切に審査し、在留中の状況を管理し、必要な場合には送還する行政能力も備えなければなりませんから、まだ少ないくらいだと思います。手数料の見直しを含め、受入れの規模に見合った行政体制を整えることは今後も続けていきたいと思っています。

他方で、まだ十分に整理されていない問題もあります。必要な外国人を適切に受け入れることは私も賛成です。しかし、人手不足だからと受け入れるというだけではなく、日本人の雇用の確保、賃金の引上げ、労働生産性の向上など、国内でできる努力をどこまで行ったのかを数字で確認した上で、それでも必要な場合に限って受入れという考え方をより明確にしていきたいと思っています。

第二に、在留管理資格制度の全体の整理です。「特定活動」をはじめ、例外的な制度が積み重なり、一般の国民から見て非常に分かりにくくなっていると思います。また、永住、高度外国人材、留学生などについても、入国するときだけではなく、その後も納税、社会保険料、就労実態などを適切に確認する仕組みについて、更に検討していきたいと思っています。

第三は、難民制度と送還の問題です。真に保護を必要とする方を迅速かつ適切に保護する一方、制度が就労や滞在のために利用されることを防がなければなりません。繰り返し申請への対応、送還停止効の在り方、監理措置、送還の実効性について、今後も制度の信頼を損なわないよう不断の検証をお願いしたいと思います。

もう一つ私が申し上げておきたいのは、技能実習制度から育成就労制度への移行に伴う、監理団体、そして新たな監理支援機関の在り方についてです。来年4月から育成就労制度が始まり、現在の監理団体が育成就労制度の下で監理支援事業を行うためには、新たに監理支援機関の許可を受けることになります。監理支援機関にはこれまでの監理団体以上に育成就労の適正な実施、外国人の保護、受入れ機関への指導、相談対応などを適切に果たすことが求められています。技能実習制度は法制度としては相当程度整備されてきた一方で、一部の受入れ事業者や監理団体による法令違反が問題となり、このことが監理団体制度全体への不信につながった面もあると思います。

特に、監理団体の中には中小企業組合が多くあります。中小企業組合は、単に外国人を受け入れるだけの窓口となるのではなく、本来は組合員企業の共同経済事業や共同労務管理事業などを通じて組合員企業を支える役割を持つものです。育成就労制度においては、これまでの組織や仕組みがそのまま移行すればよいというものではありません。監理支援機関となる中小企業組合も、受入れ事業者も、これまでの実績を踏まえ、これからの制度の中で本当に役割を果たせるのかが問われているという認識を持っていただきたいと思います。そして、育成就労制度が始まった後に、「中小企業組合を監理支援機関として活用してよかった」と、受入れ事業者や外国人、そして地域の住民からも言われるような制度運営を期待したいと思います。

最後に、私は「共生」という言葉についても申し上げてまいりました。外国人の文化や宗教を尊重することは大切です。しかし、共生とは日本人が一方向的に外国人に合わせることはないと思っています。我が国で生活する以上、日本の法律、地域のルール、社会の基本的な秩序を尊重していただき、日本人の雇用、賃金、安全、そして地域社会との調和を守ることが共生の出発点だと考えています。この懇談会での議論が、今後の我が国の出入国在留管理行政を、より分かりやすく、公平で、厳格かつ持続可能なものにしていくことにつながることを期待して、私の最後の発言とさせていただきます。

長くなってすみません。以上です。

○野口座長 ありがとうございました。

続きまして、オンラインから四方委員、よろしくお願いいたします。

○四方委員 ありがとうございます。まずもって感謝申し上げたいのでありますが、私も関連する仕事を昔やらせていただいたとはいえ、最近の情勢はすごく変わっておりまして、この配布資料なり事前の御説明などによって大変勉強させていただきました。私自身がこの懇談会にどれだけ貢献できたかどうかは心もとないところではございますけれども、まずお礼を申し上げたいと思います。また、この懇談会のテーマにつきましては、一方で外国人材をたくさん受け入れたいという期待と、他方では外国人の皆さんがたくさんおられることによって、社会的な不安に対応しなさいという、そういう期待と、必ずしも両立が簡単ではない二つの方向の期待に応えるべく、今回の基本計画などを立案されたことに対しまして、入管庁に敬意を表したいと思います。

大分前の回にちょっと申し上げたんですが、出入国管理だけではなくて在留管理のウェイトがかなり高くなってきておって、そうしますと、ボーダーコントロールではなくてドメスティックなポリシーを考えていかなければいけない、したがって、自治体との

連携だとか、共生社会の実現、推進だとか、こういう恐らくは出入国在留管理庁からすると新しいチャレンジングな仕事に今まさしく取り組んでおられるのだと思うのでありますが、その点はぜひしっかりやっていただきたいなと。自治体との連携ですね、もちろん共生社会につきましては総務省も昔からやっていたことですので、連携する必要があるでしょうけれども、在留管理に係る部分については必ず総務省を通さなければいけないわけではないと私は思いますので、ぜひ出入国在留管理庁で都道府県や自治体との連携を深めていただければなと思います。

それから、先ほどもちょっと言いましたけれども、ぜひ出入国在留管理庁が魅力ある職場として、優秀な人材を採用して発展していただきたい、チャレンジな仕事ではありませんけれども、共生社会の一翼を担う、あるいは在留管理をしっかりやっていくというのは、恐らく若い人たちにとっても魅力ある仕事で、しかも、かつては恐らくは法の執行が中心だったんだと思うんですけれども、今はまさしく動きの激しい政策の立案を背負っておられるわけなので、こういうところもぜひ若い人たち、学生たちにアピールして、いい人材を採っていただきたいなと思います。

簡単でございますが、以上でございます。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

続きまして、富高委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○富高委員 ありがとうございます。まず、今回、議論の末に報告書を取りまとめ、第二次基本計画に適宜反映いただいたことについて感謝申し上げます。連合は本懇談会において、労働者保護の観点から外国人の人権尊重を前提として、日本人と外国人がともに安心して生活できる共生社会の実現に向けた検討を進めていくべきこと、また、賃金未払いやハラスメントなど、労働法や入管法等に違反して就労させる企業が後を絶たない状況の中で、受入れ企業における劣悪な職場処遇や職場環境などが失踪や不法滞在にもつながっている、このような点にも目配りして対応していくことが必要だということを言及してきました。これらの点については報告書や基本計画にも一定、反映いただいていると思っております。

計画はあくまで計画ですので、これを着実に実施していただくことが重要だと思っておりますし、依然として存在する悪質な企業・団体への指導監督や、法律等の違反企業への対応の更なる強化が必要だと思っており、その点については改めて発言しておきたいと思います。

それから、在留管理においては、当然のことながら人権の尊重を前提とした適切な制度運用が求められますが、そのためには、皆さんからもご発言があったように、エビデンスに基づいた対応が重要だと思っております。この間議論する上でデータが不足しているのではないかと感じる部分もございましたので、今後、検討するうえで必要なデータや各国の状況等も踏まえながら、施策を検討し、実行すること、また、調査結果等に基づいて適切・正確な情報発信が必要ですし、そのことが排外主義的な動きを抑えることにもつながると思いますので、政策の実行に当たって必要な体制整備をお願いします。

最後になりますが、国籍や文化、言語などが異なる方たちと日本人が地域で安心して

働いて暮らしていくことは重要であり、そのためには相互理解、特に国民の理解が不可欠です。計画では、基本的な考え方、在り方について、中長期的・多角的に検討していくと記載いただいておりますので、先送りせず、本懇談会などを通じて議論いただければと考えております。私たち労働組合も、やるべきことをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○野口座長 ありがとうございます。

続きまして、増子委員、よろしくお願いいたします。

○増子委員 増子でございます。私は日本弁護士連合会の推薦でこちらの懇談会に参加をさせていただきました。この懇談会では主として人権保障という観点から意見を申し上げるように努めてまいりました。在留外国人に対しての行政は、その対象が外国人であるという人権保障の観点が後ろに退くということがあってはなりませんし、難民の認定や保護についてももちろん同じだと、このように考えております。他方で、私たちの社会が外国人をどの程度、どのような形で受け入れるのかというのは政策の問題でございまして、その点について私は格別な専門的な知見を持っているわけではございません。その上でなんですけれども、本日併せて御報告をいただきました永住許可に関するガイドライン改定に関連いたしまして、1点申し上げたいと思います。

この間、私は外国人労働者、とりわけ介護人材の国際移動を研究している方のお話を聞く機会がございました。日本人世帯の平均収入を上回る水準を永住許可の判断に用いることで、介護など日本社会を現に支えている仕事につく外国人ほど永住への道が狭くなるのではないかと、また、長年日本で生活し、働き、納税し、家族を築いてきた人たちを日本社会の中でどう位置付けるのか、もっと開かれた議論が必要ではないかというものでございました。この指摘は現実的に非常に重みがあるというふうに思いました。外国人を受け入れる一方で、日本社会に定着し生活の基盤を築こうとする人たちに高いハードルを設けるということが果たして持続可能なのかどうか。受入れ政策について格別の知見を持たないと先ほど申し上げましたけれども、そういった私にとっても、これはもう看過ができない問題だなというふうに感じたところでございます。

もう一つ、今月9日の最高裁第二小法廷決定についても一言申し上げたいと思います。三浦守裁判官は難民、補完的保護対象者、療養を目的として在留する一定の外国人を生活保護法の対象から除外することは、憲法25条、14条1項に違反するとの反対意見を述べられました。そして、外国人を我が国社会を共に構成する存在と、このように捉えていらっしゃる。御承知のとおり、三浦裁判官は長く法務検察行政に携わり、法務省矯正局長や大阪高検検事長などを務めた方でございます。そのような経歴を持つ裁判官が、多数意見に反対して単独でこの反対意見を述べられたということには、私も大変注目をしているところでございます。法を厳格かつ適正に執行することと外国人の人権を十分に保障するということは、決して相反するものではないはずだと、そのことを改めて考えさせられた次第です。これまでどうもありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

結城委員、よろしくお願いいたします。

○結城委員 ありがとうございます。第二次出入国在留管理基本計画につきまして、これまで政策懇談会で議論したことが具体的な計画につながったことを委員の一人として大変有り難く受け止めております。また、ここにいらっしゃる委員の先生方と議論をさせていただき、多くを学ばせていただきました。ありがとうございました。入管職員の皆様には膨大なヒアリングや国際比較を含めた様々なデータ収集によって議論の根幹を作り、その成果を基本計画にまとめてくださったこと、大変御苦労だったと思います。本当にありがとうございました。

さて、今回の基本計画にはエビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案が掲げてられました。先ほど岡部委員、富高委員、その他多くの委員の方々が御指摘になられたように、エビデンスに基づきアセスメントをしっかりとしていくことの重要性を今、再認識しております。そこで、政策の実施段階においても、開始時点から評価の仕組みをしっかりと組み込んでいただいて、エビデンスに基づいて今回の計画の効果を検証し、改善につなげていくことが重要だと思っています。

具体的な例をお話ししたいと思います。先ほど加藤委員からもお話がありましたが、私の中でも最も鮮やかに残っているのは羽田空港と、それから東京入管の視察です。現場を拝見し、制度だけではなく、それを担う人員、施設、業務環境を整えることの重要性を強く感じました。その後、私も提言の機会をいただき、入管行政の環境整備やDX化のための予算も確保されたと伺い、大変うれしく思っています。今後は、それによって本当に空港の混雑や職員の負担がどの程度軽減されたのか、在留資格の審査がどの程度効率化し、標準化されたのか、ぜひ導入時からデータを蓄積し、その効果を検証し、実施、検証、改善の循環を作っていただきたいと思います。それが今回、いろいろな経費負担を強いた外国人の人たちにとっても納得できることであり、日本国民にとっても納得できることにつながると考えています。

そして、第二次基本計画には外国人との秩序ある共生社会の実現が位置付けられました。私も政府の有識者会議に参加している立場から、大変有り難く受け止めています。先ほど清田委員からも、秩序ある共生社会について産業界のお立場から重要な御指摘がございました。私からもこの点について一言申し上げたいと思います。私は、秩序ある共生社会を考える際には、守るべき秩序とつくりかえる秩序、両方が必要だと考えています。法や人権、安全など、社会の構成員として皆で守るべきものは守る一方で、社会の変化に応じて制度や環境を対話によって、よりよいものにつくりかえていくことも必要です。そして、その二つをつなぐものとして、今回第二次基本計画にも掲げられている日本語学習とともに「理解の学習」が重要だと考えています。今回、制度やルールを学ぶことが基本計画に位置付けられたことは、このように大きな社会的意味があると思います。

ただ、ここにはまだ大きな問いが残っています。何が守るべき秩序なのか、何がつくりかえることのできる秩序なのか、そして、それをどういうふうに見極めていくのか、この根幹となる問いについて、ここにいらっしゃる政策懇談会の皆様とも更に議論を深めていきたくったという思いがございます。私自身も今後、委員会、研究、教育、地域での実践を通じて、この問いの合理的な答えを探りながら共生社会の実現に貢献してい

きたいと存じます。制度を実際に動かす入管の皆様には、十分な環境の下で更に充実した実務を展開されることを期待しております。これまで大変貴重な機会をいただき、ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

脇坂委員、よろしくお願いいたします。

○脇坂委員 この1年で、外国人政策をめぐる状況も国民の関心も大きく変わったというふうに思います。これまでの限られた専門家や一部の集中する地域を中心とした議論から、広く国民の目線に立った議論へと進めていくことが求められるようになったものと理解しています。それだけに入管庁の果たす役割と責任は一層重くなったものと感じています。一言で言うと、国家経営の責任を担っているということかと思います。企業において、どのような人を採用し、どのような仕事で力を発揮してもらうかは経営者の重要な意思決定になります。企業では人事の最高責任者をCHROと呼んで、その役割の重要性というのが今見直されつつあります。入管庁には、いわば日本という国のCHROであるという気概を持って、国家経営の重要な一翼を担っているということを基に今後の政策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ぜひ、この国家経営という観点から、一つお願いをしたいというふうに思います。短期的な目線で政策を考えるのではなく、長期的な視野で政策を形成していただきたいということです。今この転換期にある外国人政策というのは10年後、20年後にエビデンスで評価をされることになります。そのときに胸を張って、あのときの政策判断は正しかったというふうに言えるように、将来に責任を持った政策形成を引き続き担っていただければと思います。

私からは以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に明石座長代理より、よろしくお願いいたします。

○明石座長代理 座長代理と申し上げましても、野口座長の隣に座っていただけです。ひたすら恐縮しておりました。本懇談会の最初の回から1年9か月で、振り返って思わずにいられないのは、出入国在留管理庁において政策、行政に携わる皆さんにとって、平穏といいますか、心休まるときが訪れる日はあるのかということです。令和6年の秋口にこの懇談会の委員についてお話をいただいたときに、当局の方から、目下大きな政策的な懸案事項はないので、腰を据えてじっくり議論をできると聞かされて、当時私もそういう気分、同様の認識を持っていたのですが、委員の方々からも御指摘がありましたように、昨今の入管行政を取り巻く環境は一変しており、日常業務の遂行においても大変な御苦労が多かったのではないかと思います。そのような状況下で本懇談会の運営について御尽力いただいた入管庁の皆様に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。そして座長の的確な仕切りのもと、委員の方々から入管政策の現状と課題についての専門的な見解を伺うことができました。これについても感謝申し上げます。

最後にひとつ、身の回りのエピソードなので議事録に載せなくてもいいのですが、昨年度から行政官派遣制度を利用して、入管庁の若い職員さんが大学院生として私のゼミに参加しています。その中で周囲の学生、教職員、それから調査先の方々等に対して

積極的に、またフラットにコミュニケーションを図っており、本人にそういう意図があるかどうかは分からないのですが、聞いてもおりませんが、彼の周りでの入管のイメージが著しく好転している状況がうかがえます。その影響もあって別のゼミ生が、先月だと思いますが、入管のサマーキャンプというリクルートイベントに参加し、入管の仕事について肯定的な印象を持って戻ってきました。

申し上げたかったのは、入管庁の仕事には、入管行政の重要性、先ほど岡部委員が国家の根幹に関わると指摘し、また、脇坂委員が国家経営と話されたところですが、仕事としての重要性を訴えることが含まれる、ということです。また、ほかの多くの委員からも指摘がありましたが広い視野をもった優秀で公正な人材を幅広い分野で確保すること、そのために職場環境を改善することは大事で、今後一層大切になると思います。入管の仕事は日々緊張を強いる大変なものですけれども、ゆえに、外に開かれた組織としてその存在を広くアピールしていただきたいと感じています。大学教育に携わる立場からも陰ながら支援できればと思います。

以上です。本政策懇では大変お世話になりました。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。失礼いたします。

○野口座長 どうもありがとうございました。

皆様、ありがとうございました。

ここで出入国在留管理庁を代表して西山長官から御挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西山長官 改めまして、8月12日付で入管庁長官に就任いたしました西山でございます。本日は皆さん御多用の中、当庁まで足を運びいただき、また、四方委員におかれてはオンラインでの御参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

野口座長をはじめ出入国在留管理政策懇談会委員の皆様には、令和6年12月の第1回会合から計10回の会合にわたりまして、出入国在留管理行政全般について非常に有意義な御議論をいただきました。そして、昨年12月にはそれまでの御議論を報告書としておまとめいただき、今後の出入国在留管理行政にとって大変重要な御示唆をいただいたことに改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。本日の会合では、その報告書を踏まえて策定いたしました第二次出入国在留管理基本計画を皆様に御報告することができ、今次の出入国在留管理政策懇談会の締めくくりを迎えることができたのではないかと受け止めております。

近年、外国人入国者数、在留外国人数が高水準に達し、一方で国際的な人材獲得競争が激化しているといった状況がありまして、ルールにのっとりた外国人材の受入れと、受入れ環境整備による我が国経済社会の活性化や、安全・安心な国民生活の確保等の外国人との秩序ある共生社会の実現に寄与する必要があることを踏まえ、出入国在留管理上生じている現下の諸課題に的確に対処していくために、国内外の状況の変化や複雑かつ多様な実態を的確に把握をしながら、これまで以上に迅速かつ適正、的確に出入国在留管理行政に取り組むことが求められております。

本日も各委員から、入管庁の業務がますます重要になっていること、それから、その責任の重さにつきまして重ねて御指摘をいただきました。長官以下、このことについて

重く受け止めさせていただいている次第でございます。今後はこの基本計画に示された指針に基づき、また、引き続き様々な御意見に耳を傾けながら、入管庁として必要な政策を推進し、よりよい出入国在留管理行政の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

出入国在留管理政策懇談会としては本日の会合をもちまして一区切りとさせていただくこととなりますが、委員の皆様におかれましてはこれまで多大なる御協力を賜り、誠にありがとうございました。改めて心より御礼を申し上げますとともに、今後とも引き続き御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

○野口座長 どうもありがとうございました。長官より、入管庁としてしっかり受け止めてしっかりやっていくという一言をいただいて、我々大変うれしく、感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に、私からも3点、簡潔に申し上げたいと思います。ちょっと早口でいきたいと思います。

1点目は、今回政策懇談会のメンバーとして参加していただいた先生方、委員の皆様へ御礼です。今回、各回のテーマについて委員の皆様から豊かな御知見に基づく議論を示していただいたことに加えて、最終的には一つの報告書として取りまとめるという難しい作業に御協力いただきましたことには、座長として、そして一人の参加者として、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

2点目は、今回政策懇談会の事務を担い、私たち委員を支えてくださった入管庁の皆様への御礼です。各回の懇談会においては、資料の整理、提供をはじめ、限られた時間の中で我々が充実した議論を行えるように様々な面から支えていただきました。報告書として取りまとめる過程におきましても大変な御尽力をいただきましたこと、本当にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

そして、3点目は、これは個人的な見解ということでお許しいただきたいと思います。私は今回で3期目の懇談会への参加ということになりました。これまで懇談会に参加をさせていただく度に、法務大臣の私的懇談会であるとされるこの懇談会の位置付けと役割をどのように考え、参加者としてどのような議論をしていかなければならないのか、特に私の場合には専門が行政法ということになりますので、専門とする行政法の観点から、この懇談会の議論にどのように貢献していくことができるのかということとをずっと考え続けてまいりました。答えは出ていないのですが、ただ、今期の懇談会を通じて私がより鮮明に感じたことの一つは、各委員の御発言の中にも度々ありましたけれども、出入国在留管理の政策というものが今日、もちろん入管庁が中心となって進めていかなければならない重要な政策領域であるということに変わりはないのですが、一方で、今日ではそれだけでは完結しないより広がりのある政策課題となっているということです。出入国在留管理政策は入管庁のみで担うものではなく、ほかの省庁、地方公共団体、さらには関係する様々な団体、関係者との連携と協力の中で総合的に取り組んでいかなければなりません。そのために必要なのは、正確な情報に基づくお互いのコミュニケーション、対話を密にしていくことがますます重要、大切になってくるのだということを痛感しております。そうした中で、この政策懇談会が果たすべき役割も、より広

がりのあるものとなっていく必要があるように感じています。この懇談会における議論が日本の入管政策の実効性のあるものとして出入国在留管理政策に寄与していけるような懇談会の在り方、位置付け、活用の仕方について、ぜひ法務大臣には改めて御検討いただければと強く願っております。僭越ながらお許してください。

最後に、今回の懇談会での議論を通じて本当に多くのことを学ばせていただきました。委員の皆様、そして事務局の皆様に改めて心から御礼申し上げまして、最後の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

4 閉 会

○野口座長 それでは、これをもちまして出入国在留管理政策懇談会を終了したいと思います。1年9か月の間、本当にありがとうございました。閉会とさせていただきます。

—了—